不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>罰則</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部建築審査課建築審査係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市斜面地建築物の構造の制限に関する条例第７条
　第４条の規定に違反した場合における当該斜面地建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該斜面地建築物の工事施工者）は、５０万円以下の罰金に処する。
２　前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定
（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>年　月　日設定（　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>